

3) 小型コウモリ類

小型コウモリ類に係る環境保全措置は、表-7.1.6(3)に示すとおりである。

表-7.1.6(3) 小型コウモリ類に係る環境保全措置 (その1)

実施主体	事業者	
方法及び実施の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・採餌場及び移動経路となり得る緑地を創出する。 ・緑地は、図-7.1.6(4)、図-7.1.6(5)に示すとおり、事業実施区域北東の海岸林から事業実施区域に沿って約50mの幅で連続するベルト状の緑地と、A、D洞窟の洞口からタキ山、カタフタ山方向の樹林とを結ぶ国道周辺の樹林を連続させる緑地を創出する。 ・植栽する樹木は、小型コウモリ類の餌となる昆虫類の生息が見込め、航空機の運航に支障を及ぼさない樹高1.5～5m程度の樹種（ギョボク、オオハマボウ等）とする。 ・小型コウモリ類の利用しているA、D洞窟から海岸沿いの防風林への移動経路については、2年次～4年次に改変を予定している。このため、採餌場及び移動経路となる緑地は、早期に植栽を行うこととする。 ・植樹に当たっては、現地の植物を利用する。このため、種子、苗の栽培を促進するとともに、事業実施区域内の樹木の移植もあわせて行う。 ・樹林の伐採は、全体を一度に行わず、各工区ごとに段階的に行い、採餌場所への移動経路が分断されないように配慮する。 ・A及びD洞窟については、小型コウモリ類の採餌場への移動経路及び洞口環境並びに洞内環境の保全に万全を期するために周辺の土地を取得する。 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・餌場及び餌場に至る移動経路が確保され、事業による餌場の消失・減少及び移動経路の分断が低減される。 	
当該措置を講じた後の環境の状況の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・当該措置を講じた後の環境の状況は、現況との変化は極めて小さい。 	
効果の不確実性の程度	<ul style="list-style-type: none"> ・餌場及び移動経路の創出の効果に関しては期待されるが、効果に係る知見が不十分であると考える。 	
実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の創出に当たっては、現地の植物を利用し、事業実施区域内の樹木の移植も行うことから、環境の攪乱の要素は小さいと判断される。 	
代償措置	環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由	—
	損なわれ又は創出される環境に関し、位置並びに環境要素の種類及び内容	—